

社会福祉法人神戸 YMCA 福祉会

一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法による）

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年 4月 1日～ 2031年 3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：計画期間中の男性の育児休業取得率を50%以上、女性の育児休業取得率を90%とする。

<対策>

- 2026年4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など）・実施

目標2：全職員の平均時間外・休日労働時間を年間平均 20 時間未満/月へ削減する。

<対策>

- 2026年4月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を 2回実施
- 2027年4月～ 業務量の見直し、DX化による事務の効率化などの取組実施
- 2027年8月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標3：育児休業等の制度について、復帰支援の方策を行っていく。

<対策>

- 2026年4月～ 育休復帰職員へのアンケート調査、検討開始
- 2027年3月～ 制度に関する有期契約労働者や管理職を対象とした研修などによる全職員への周知

目標4：女性管理職と男性管理職が、同じ割合で活躍できるよう推進する。。

<対策>

- 2026年3月～ ハラスメントについての研修の実施
- 2027年2月～ 性別を問わず、働きやすい環境についての研修を行う。

○男性労働者の育児休業取得率の公表

男性労働者の育児休業取得率：0%(※制度を利用可能な男性職員の雇用がないため)

○女性の活躍に関する情報公表

〈男女の賃金差異〉

全労働者:83%

正社員:75%

パート、有期社員:91%

〈労働者に占める女性労働者の割合〉

全労働者:91%

正社員:92%

パート、有期社員:91%

〈管理者に占める女性労働者の割合:79%〉

〈役員に占める女性の割合:38%〉

〈男女の育児休業取得率〉

- ・男性労働者の育児休業等取得率:0% (利用可能な男性職員の雇用がないため)

(配偶者が出産した全正社員のうち、育休等を取得した割合)

- ・女性労働者の育児休業取得率:100%

(出産した全正社員のうち、育休を開始した割合)